

滋賀県子ども基本条例案 概要									
条例の構成			県 政 経 営 会 議 資 料 2 令 和 6 年（2024年）11月5日 子ども若者部子ども若者政策・私学振興課						
前文 第1章 総則 第2章 子どもの意見の尊重等 第3章 子どもの権利の救済 第4章 滋賀県子どもの権利委員会 第5章 県民の関心および理解の増進 ならびに社会的気運の醸成等 第6章 基本計画等 第7章 滋賀県子ども若者審議会 第8章 推進体制の整備 第9章 雑則 ／ 第10章 罰則			○ 子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在 ○ 子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない ○ 子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望 ○ 子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている ○ 特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある ○ 多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていく ○ 障害のある子ども、外国につながるを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもの存在 →子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもたちが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指す						
第1章 総則（第1条～第8条）			第2章 子どもの意見の尊重等			第3章 子どもの権利の救済(第11条～第14条) 第4章 滋賀県子どもの権利委員会(第15条、第16条)			
目的	○基本理念を定め、県等の責務を明示 ○子ども施策の基本となる事項等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進 →子どもの権利が守られ、心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現								
	●子 ど も…心身の発達の過程にある者 ●子ども施策…子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策 ●学 校 等…学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設								
定義									
基本理念	子どもの権利が守られる社会づくりに向けて ○全ての子どもは次の権利を有することを認識 ・個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けることがない権利 ・適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利 ・自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利 ○全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される ○全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者との関わりを大切にしながら主体的に社会の形成に参画することができる ○全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われる ○国、県、市町、父母その他の保護者、学校等、事業者、子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力								
	県 …子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定・実施 関係者との相互連携・協力 保護者…子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう育む 学校等…子どもの年齢および発達の段階に応じた支援、意見を表明することができる環境の整備、社会的活動への参画の促進、魅力ある環境づくり 事業者…雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、雇用する労働者の職業生活・家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備 県 民…子どもの権利に対する関心と理解を深める、それぞれの立場における子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組								
責務									

第2章 子どもの意見の尊重等		
子どもの意見の尊重（第9条）		
○県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進 ○子どもの意見を聴く場合の留意事項 ・十分かつ分かりやすい情報の提供 ・意見が尊重される ・意見を表明しやすい環境 ・意見の表明を促進するための措置 ・意見に対する適切な応答 ・意見表明を強要されない ・子どもの生活に関連している ・均等な機会の提供 ・安全に意見が表明できる ○県、保護者、学校等、事業者および県民は、自ら意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努める ○県は、子どもの意思をくみ取り、その意見を代弁することができる者の育成推進に取り組む ○県は、子ども施策の策定・実施・評価に子どもの意見を反映させるための措置を講ずる		
子どもの社会的活動への参画の促進（第10条）		
子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずる		

第3章 子どもの権利の救済(第11条～第14条) 第4章 滋賀県子どもの権利委員会(第15条、第16条)		
○知事の附属機関として「滋賀県子どもの権利委員会」を設置 ・委員5人以内 ・子どもの権利の侵害に関する事項の調査審議 ・子どもの権利の侵害に関する事項に関し知事に意見を述べる ・県が行う広報啓発活動への協力		
子どもの権利の救済の流れ		
相談	・何人も子どもの権利の侵害に関する相談をすることが可能 ・知事は相談に応じ、助言、関係機関への通告等の措置	
申立て	・相談をしてもなお解決が見込めないときは、知事に対し調査または調整を申し立てることができる ・知事は委員会に調査等を求める	
調査等	・委員会は調査等のために当事者等に説明を求め、意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる ・委員会は権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案がある場合、知事の同意を得て調査等を行うことができる	
措置	・委員会は調査等の結果に基づき、知事に対し、必要な措置を講ずるよう、または、関係者に対して必要な意見を述べるよう求めることができる	

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等		
県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成(第17条)		
子どもの権利および子ども施策に対する県民の関心理解を深め、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、本条例・児童の権利に関する条約・子ども施策の趣旨や内容に関する広報啓発活動に取り組む		
子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談(第18条)		
子どもの権利が守られる社会づくりに関する相談について、適切な処理を行う		
第6章 基本計画等(第19条、第20条)		
・子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定 〔子ども施策の基本的な考え方、子ども・保護者等に対する具体的施策、子どもの権利および子ども施策に対する関心理解の増進、目標 等〕 ・毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を審議会へ報告し、公表		

第7章 滋賀県子ども若者審議会(第21条、第22条)		
・滋賀県附属機関設置条例を改正し、本条例に設置根拠を置く ・基本計画の策定に関する調査審議 ・子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議		
第8章 推進体制の整備(第23条)		
・子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な体制整備		
第9章 雑則(第24条、第25条)／ 第10章 罰則(第26条)		
・必要な財政上の措置 ・子どもの権利委員会の委員が守秘義務に違反した場合の罰則		
付則		
・施行日：令和7年4月1日 （ただし、第3章、第4章および第10章は令和7年10月1日） ・滋賀県子ども条例の廃止、滋賀県附属機関設置条例の一部改正		